

平成25年台風第18号緊急融資

平成25年9月15日からの台風第18号による風水害等の直接被害を受けた中小企業の皆様を支援するため、災害復旧に必要な資金の円滑な供給を目的とした緊急融資を創設しましたので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合で、平成25年台風第18号による風水害等の直接被害を受け、<u>市町村長が発行するり災（被災）証明を受けた方</u></p> <p>《中小企業者》 ◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内 ただし、設備資金（運転資金との併用を除く。）については、対象設備の耐用年数を上限として15年以内 <原則として均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可></p>
融資利率	◆年1.5%（固定金利）
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の保証利用可能額（一般枠）の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の保証が必要 < 原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要 > ※通常の保証料から最大0.3%引き下げ</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工組合中央金庫</p>
実施期間	◆平成25年10月3日～平成26年3月31日

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。